

第42回八王子いちょう祭り

『ふるさとバザール』出店募集のご案内

昨年の第41回八王子いちょう祭りは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により三密を防ぐために「モバイルスタンプラリー」という形態に変えて無事に開催することができました。ご協力いただきました皆様には関係者一同心より感謝申し上げます。

さて、今年度の「第42回八王子いちょう祭り」は、11月20日（土）、21日（日）の両日に開催の予定です。ワクチン接種が始まりオリンピックも開催され今年こそと考えておりますが、まだまだ予断を許さない状況が続いております。

当祭典委員会として何ができるのかを検討した結果、今年は、『祝・日本遺産認定記念事業』『祝・JR 高尾駅開業 120 周年記念事業』をテーマに、＜Say YES！ Restart Together！～みんなで新たなスタートを！＞をスローガンとして、原点に戻り甲州街道いちょう並木を楽しく歩いていただけるような企画を考えました。

今年も大幅に規模を縮小しての開催になりますが、感染予防ガイドラインや関係各所と感染拡大防止ための措置について状況に応じた対応を協議しながら準備を進めて参ります。それでも、開催間近になり緊急事態宣言等が発出された場合は、出店は中止となりモバイルスタンプラリーだけの開催といたします。

このような状況下ではございますが、安心で安全なお祭りを目指し、「八王子いちょう祭り」を取り巻く様々な状況にご理解をいただける方々にご参加、ご協力をいただけますと幸いです。ご出店をご希望の方は、出店申込みに関する資料を熟読の上、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

なお、初めてご出店をお考えの方は、申込書類を送られる前に事務局までご一報くださいますようお願いいたします。

皆様の『ふるさとバザール』へのご出店を心よりお待ちしております。

不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。

《お問合せ先》

八王子いちょう祭り祭典委員会 事務局 富樫・佐藤

〒193-0834 八王子市東浅川町 120 番地 陵南いちょう会館

TEL : 042-668-8383

FAX : 042-673-6661

E-Mail : ichou@ichou-festa.org

URL : <https://www.ichou-festa.org/>

第 42 回八王子いちょう祭り

出店申込みにあたって

本年度は、例年の規模を大幅に縮小して開催します。下記内容をご理解いただき、ご了承の上、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

- 今年の開催日は 11 月 20 日（土）、21 日（日）です。この 2 日間は『関所オリエンテーリング』、『全国・近隣観光物産展』、『ふるさとバザール』の開催を予定しております。また、お祭り期間の前後約 1 か月間は、『モバイルスタンプラリー』を開催する予定です。パレードやステージ、音楽イベント等はありません。
- 現在は開催の予定で準備を進めておりますが、開催日が近くなった頃に、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置、または社会情勢の変化により、開催が難しいと判断した場合には『モバイルスタンプラリー』のみの開催となります。
- 『観光物産展』『ふるさとバザール』を中止にする場合は、10 月末までにホームページや SNS 等で発表するとともに、出店申込者の方には文書でご連絡します。
- 中止になった場合、お振込みいただいた出店料は、1 店舗につき 1,000 円（振込手数料等）を差し引いた金額をお返しします。ご了承ください。
- 出店に際しては、「第 42 回八王子いちょう祭り 出店要項」と『第 42 回八王子いちょう祭り 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン』『同 出店者用』を遵守してください。当祭の指針に沿っていない場合は、出店をお断りします。
- 例年通りの会場を準備しておりますが、三密を避けるため、ブース数を少なくする予定です。また、申込み数によりましては使用しない会場が出る可能性があります。
- 「出店者会議」がコロナ感染状況により開催できなかった場合は、出店場所は当祭典委員会に一任させていただきます。
- 感染状況次第では直前まで運営方針の変更が生じる可能性があります。

第42回八王子いちよう祭り ふるさとバザール出店募集要項

1. 開催概要

名 称	第42回八王子いちよう祭り
開催日時	2021年11月20日(土) 9:00 ~ 16:30 雨天決行 21日(日) 9:00 ~ 16:00 雨天決行 (終了時間を変更しました。)
会 場	八王子いちよう祭り ふるさとバザール会場
内 容	飲食販売・物品販売・観光PR・企業PR(チラシ・試供品などの配布)等

2. 出店資格

出店資格	①ルールとマナーを守り、当祭典委員会の指示に従い、祭典の円滑な運営に協力していただける個人・グループ・団体等 ②『東京都暴力団排除条例』、『八王子市暴力団排除条例』に反することなく、出店が認められた個人・グループ・団体等 ③『暴力団排除に関する八王子いちよう祭り祭典委員会規約』及び『ふるさとバザール出店要項』を遵守し、誓約書を提出していただける個人・グループ・団体等 ④『新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン』『同〈出店者用〉』を遵守いただける個人・グループ・団体等
------	---

3. 出店料・出店場所

基本設営	・テント 1張り（間口 約3.4m × 奥行 約2.5m） ※テントの持ち込みはできません。 ・店名板 (15cm × 90cm) ・照明 (1個) ※電源は別途申込みが必要です。			
出店料	B会場（陵南会館跡地内）	1小間	2日間	80,000円
	C会場（陵南公園本園）	1小間	2日間	60,000円
	E会場（南浅川西河川敷）	1小間	2日間	50,000円
	※環境保全費を含みます。 ※B会場において、当祭典委員会で指定した場所（松 15,000円、竹 10,000円、梅 5,000円）については別途追加料金をいただきます。後日、請求書をお送りしますので、期日までにお振込みください。期日までに入金の確認ができない場合はその権利を失います。 ※追加設備（駐車場利用も含む）にかかる費用は申込書に記載してあります。 必要な場合は申込書に記入し一緒に申し込んでください。			

出店場所	①出店場所は、「出店者会議抽選会」にて決定します。 ②出店者会議に出席されない場合は、祭典委員会に一任させていただきます。 ③抽選会にて選んだ場所のキャンセルは認めません。
------	---

4. 申込み提出書類

提出書類	1. 出店申込書 （出店責任者の写真を2枚貼付のこと） 2. 出店責任者の住民票 （当日店舗にいて管理・運営にあたる方） 3. 誓 約 書 4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する確認事項 5. 行事における臨時出店届 （食品を取り扱う出店者は必須） ※『申込書作成シート』で必ず確認してからご送付ください。 ※出店申込書類一式の原本を、「八王子いちよう祭り祭典委員会事務局」までご送付ください。 ※申込書の控え（コピー）を必ずお手元に保管してください。 <u>期限を守り、漏れのないようにご提出ください。</u>
------	--

5. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

新型コロナウイルス感染拡大防止対策	①『八王子いちよう祭り祭典委員会 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン』および【同ガイドライン〈出店者用〉】を熟読し、指針に沿って出店してください。 ②【新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する確認事項】を確認し、チェックを入れ、署名押印の上、提出してください。 ③提出がない場合は、出店できません。 ④当日、両ガイドラインに沿ったコロナ対策をしていない場合、または対策がなされていないと判断された場合は、退店、または対策が整うまで営業停止とします。 ⑤コロナウイルス感染拡大のため、開催が難しいと判断した場合には、<u>10月末までに</u>連絡します。 ⑥新型コロナウイルス感染拡大防止対策については、出店者会議において、詳細をご案内する予定です。 ⑦出店責任者は体調管理および手指消毒等の基本的な予防対策をよく確認し取り組んでください。 ⑧出店責任者は店舗従事者に対しても体調管理や基本的な予防対策に取り組んでください。 ⑨店舗従事者は常に店舗の衛生に気を配り管理に努めてください。
-------------------	--

6. 募集締切日

締切日	9月15日(水) 必着 ①締切日までに申込み書類の提出があり、入金の確認が取れた方のみ 「出店者会議 抽選会」に参加できます。 ②締切日前であっても定数に達した場合は申込みを締め切ります。
-----	--

7. 出店料振込について

振込先	多摩信用金庫 高尾支店 普通口座 八王子いちよう祭り祭典委員会 会長 ^{みずの} 水野 じゅん 店番号：065 口座番号：0228782
振込み期限	振り込み期限 9月15日(水)
お振込に関する注意	①上記締切日までに出店料および追加設備料金を上記の口座に一括してお振込み下さい。 ②おそれいりますが、振込手数料のご負担をお願いします。 ③入金の確認ができるまでは受付は終了していませんのでご注意ください。 ④締切日までに入金の確認が取れなかった場合は、 <u>キャンセル扱い</u> とします。 ⑤一度振り込まれた出店料は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった場合を除き、いかなる理由があっても返金いたしません。 ⑥新型コロナウイルス感染拡大のため中止した場合は、手数料を差し引いて返金します。ご了承ください。

8. 出店のキャンセルについて

キャンセルについて	①原則として、出店のキャンセルはできません。 ②出店者の都合により損害が生じた場合には、八王子いちよう祭り祭典委員会は出店者に対して賠償請求できるものとします。
-----------	---

9. 搬入搬出について

搬入搬出	①後日送付する「出店注意事項」を厳守し、スタッフの指示に従って安全に十分注意し、搬入搬出を行ってください。搬入時間を過ぎた場合は、会場に入れませんので時間に余裕をもってご来場ください。 ②C会場(陵南公園)において搬入搬出に軽貨物車(トラック)を使用する場合は、 <u>4ナンバー</u> までとします。 ③C会場(陵南公園グランド内)は車両の乗り入れを禁止します。台車等、手運びをお願いいたします。
------	--

	④前日搬入について 当日の朝は、準備時間が短いため前日搬入をお勧めします。ただし、紛失・盗難・破損等について当祭典委員会は一切の責任を負いません。電源の使用はできません。
--	---

10. 出店までの流れ

この出店募集要項に定める条件および各規定を確認し、内容を了承したうえでお申し込みください。

お申込みから 出店の流れ	書類提出・出店料の入金締切日 : 2019年7月26日(月)～9月15日(水)
	↓
	出店者会議・出店場所抽選会 : 2019年10月4日(月) 午後1時30分から
	↓
	追加出店料の入金締切日 : 2019年10月15日(金)
	↓
	出店関係書類の送付(当日の注意事項・駐車証・他) : 10月下旬～11月上旬
	↓
	八王子いちよう祭り出店 : 出店許可証は当日配布

11. 申込書類 提出上の注意 <<別紙【出店申込書 記入例と注意】を参照してください。>>

出店申込書	①出店申込書は小間(テント)ごとに提出してください。 ②出店責任者とは、<u>当日店舗にいて、出店に関する責任を負える方</u>です。 ※当日になっての出店責任者の変更、または不在の場合、出店できません。 ③出店責任者の上半身の写真(縦4cm×横3cm)を貼付してください。 ④出店内容は具体的にお書きください。 ⑤火気器具を使用する方は、器具等の種類(名称)、使用燃料等を記入してください。 ⑥追加整備が必要な方は、数量・金額を記入し、合計金額を記入してください。 ⑦電気を使用する方は、必要な容量を申し込み、使用機器および使用ワット数を必ず記入してください。<u>電気コンセントの不正使用や記載以外の使用は認めません。</u> ※発電機の持込み・カセットコンロの使用は禁止します。 ⑧申込書下欄の「店名板」欄に、出店する店舗名をご記入ください。 必要のない方は、「不要」とご記入ください。 ⑨出店申込書に記載された営業内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。 ※当日になっての営業内容(品目)の変更および出店権の譲渡は認めません。
写 真	①申込書に同じものを2枚添付して提出してください。 ②1枚は、開催当日に店舗に掲示していただく『出店許可証』に使用します。
出店責任者の 住民票	①出店責任者の照会用に必ずご提出をお願いします。 ②提出がない場合には出店できません。
誓約書	①出店責任者は、本出店要項を遵守することをご誓約いただき、<u>押印のうえ</u>『誓約書』を提出してください。誓約書のご提出がない場合は、出店できません。 ②出店責任者は出店に関して全責任を負うものとします。

コロナ関連 確認書	①別紙、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する確認事項」の内容をご確認の上、チェック、署名押印のうえ、提出してください。 ②提出がない場合は出店できません。
行事における 臨時出店届	①飲食の提供および食品の試食・販売は、<u>八王子市保健所の定める範囲内</u>とします。 ②飲食の提供および食品の試食・販売・無料配布を行う出店者は、『八王子市保健所の注意事項』を熟読し、1テントごとに1枚「行事における臨時出店届」を提出してください。 ③テント内で調理行為を行う品目が2品目の場合でも、1枚に記入してください。 <u>飲食と一緒に飲み物や食品の販売をされる場合も、一緒に記入してください。</u> 【注意】 ◆本年度は、ビールサーバーを用いての生ビールの販売は、禁止品目とします。 ◆アルコール類の販売は、未開封の物のみとします。 ④東京都の『臨時営業許可書』をお持ちの方はそのコピーを添付してください。 ⑤販売品目は事前に申請し、「行事における臨時出店届」にて許可された品目以外は販売できません。記載漏れがないよう全取扱品目は全て記入してください。 ⑥パック入り、包装された食品は必ず法定の表示を貼付してください。貼付のないものは販売できません。 ⑦全ての冷蔵設備には、必ず温度計を設置し、温度管理に注意してください。 ⑧記載内容に変更が生じた場合には、速やかにご連絡ください。当日になっての変更は認めません。 ⑨保健所への届け出は、当祭典委員会が一括して行います。 ⑩保健所の許可・鑑札を必要とする業種は、所定の申請を行い、許可を取得して下さい。 ⑪酒類の販売は酒税等の関係があり、別途申請が必要となります。事務局にその旨ご連絡ください。

12. 火災予防について

消火器の設置と 届け出 コロナ対策に ついて	①消防法・東京都火災予防条例（平成26年8月1日施行）により、火気器具を使用する場合は各テント内に消火器（10型以上）を常備することが義務付けられました。見えるところに正しく設置し、上部には消火器の札を掲示してください。 ②用意の無い場合には設置するまで火気器具の使用を禁止します。 ③使用する全ての火気器具について、火気器具等の種類（名称）、使用燃料等の届け出が必要です。必ず、申込書の所定の欄に記入してください。 ④火気器具を使用しない出店におきましても、予防のために消火器を設置してください。 ⑤消防署への届け出は、当祭典委員会が一括して行います。 ⑥飛沫防止のためシートは防災性能を有するシートを使用し、火器や熱を持つ照明器具等の近くを避けること。消毒液を使用・保管する時は火器から遠ざけ、直射日光を避けること。
---------------------------------	---

13. 追加設備の変更について

追加設備の 変更締切り	10月29日（金） 直前の要請にはお答えできません。 期日が近づいてきましたら、今一度お申込み内容の確認をお願いします。
----------------	---

14. 責任義務

責任義務	①出店物とその販売には、出店者が責任を持ってください。当祭典委員会ではそれらの苦情またはトラブルに関し、一切の責任を負いません。 ②出店者の落ち度が原因で苦情があった場合には、その購入者に対し、出店責任者の連絡先を教えますので、責任と誠意をもって対処してください。 ③出店者は会場の安全に配慮し、出店場所については原状回復の義務を負います。汚れがひどい場合は別途清掃代を請求させていただきます。 ④油等、汚れると思われる物を使用する店舗は床面をシート等で養生してください。 ⑤ゴミ等の処分方法は当祭典委員会の定める方法に従ってください。 ⑥出店者は環境衛生に気を配り、ゴミの管理、減量化を図り環境の保全に努めてください。 ⑦当祭典委員会の指示に従わないなど悪質な場合には、退場していただくとともに今後の出店をお断りします。
------	---

15. お申込み内容の変更

お申込み内容の変更	①お申込み内容に変更があった場合には、速やかに祭典委員会までご連絡ください。 ②当日になって、出店責任者の変更、出店品目の変更等、お申込み内容と違っていた場合には、出店を取り止めていただきます。
-----------	---

16. 禁止事項

禁止事項	①営業行為はテント内とし、会場の安全上テント外での商品販売や商品陳列を禁止します。 ②呼び込み等の行為は自分のテントの前のみで行ってください。テントから大きく離れての呼び込みや拡声器、騒音を発する物の利用、および他の店舗の迷惑になる行為は禁止します。 本年度は、大声での呼び込みを禁止します。 ③未成年者や運搬される方へのアルコール販売・飲酒しながらの販売を禁止します。 ④会場内は全面禁煙です。テント内やテント裏での喫煙はしないでください。 ⑤氷・炭の置き去り・投棄を禁止します。必ずお持ち帰りください。 ※本出店要項や祭典委員会の指示に従えない場合は、出店を取り消し撤収していただきます。 ※一度出店をお断りさせていただいた場合、その後の出店もお断りいたします。 その際に出店者側に生じた損害については、祭典委員会では賠償いたしかねますのでご了承ください。
------	--

17. 注意事項

注意事項	①本要項にない事項は、その都度祭典委員会が決定します。 ②お申込みいただいた後に「暴力団排除条例」により出店をお断りする場合には、その旨をご報告させていただくとともに、お振込みいただきました出店料はこの場合に限り返金させていただきます。 ③当祭典委員会からのお問い合わせは出店責任者にします。一定の期間内に連絡がない場合は、出店受付を取り消します。
------	---

18. 出店者会議

出店される方を対象に、説明会ならびに抽選会を開催いたします。 ※詳しくは、次ページの「出店者会議のご案内」をご覧ください。	
日時	10月4日(月) 受付 午後1時30分～午後2時(受付時間厳守) 開始 午後2時～
場所	八王子市東浅川保健福祉センター 4F 第5・6・7集会室 東京都八王子市東浅川町551-1 電話：042-667-1331
内容	①当祭典委員会、八王子市保健所、警察署ならびに消防署から連絡事項・注意事項をお伝えします。飲食・食品販売の方は必ず出席してください。 ②本年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策についての説明もさせていただきます。 ③抽選会にて小間(出店場所)を決定します。代理の方でも結構です。 ④会議に出席されない場合は、当祭典委員会に一任するものとします。 ⑤出店場所により追加料金が発生した場合には、請求書をお送りしますので、期限内にお振込み下さい。期日までにご入金の確認が取れない場合は出店をキャンセルしたものとします。 ⑥受付終了時間までに受付を済ますことが出来なかった方は、抽選会終了後に選択していただくことになります。時間に余裕を持ってお越しください。

19. 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについて	八王子いちょう祭り祭典委員会では、ご提出いただいた個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の保護に努めますが、『暴力団排除条例』の施行にともない、警察署に提供させていただくことがあります。また、お預かりいたしました個人情報は八王子いちょう祭り祭典委員会からのサービス及び、情報の提供のみに使用し厳密に管理します。
---------------	--

☆その他、ご不明な点は八王子いちょう祭り祭典委員会事務局までお問い合わせください。

☆初めてご出店をお考えの方は、内容によりましてはご出店できないこともございますので、申込書送付の前に一度事務局までご連絡ください。

【問い合わせ先】

八王子いちょう祭り祭典委員会事務局 富樫・佐藤

〒193-0834 東京都八王子市東浅川町120番地 陵南いちょう会館

TEL：042-668-8383

FAX：042-673-6661

MAIL：ichou@ichou-festa.org



ふるさとバザール出店申込書 記入例と注意

☆下記の記入例を参考に

1店舗につき1枚 作成してください。



©Hikaru

第42回八王子いちよう祭り
ふるさとバザール出店申込書

八王子いちよう祭り祭典委員会 御中 2021年 8月 1日

事務局記入欄: 出店場所

団体名	八王子いちよう祭り祭典委員会		
代表者名	八王子太郎	出店責任者名 当日店舗(現地)にて、責任を負える方	八王子次郎 (印)
住所	〒193-0834 東京都八王子市東浅川町120	メールアドレス	ichou@ichou-festa.org
連絡先	電話番号 042-668-8383	FAX番号 042-673-6661	携帯番号 090-0XAD-0XAD

基本料金 間口3.4m奥行2.5m ご希望の会場に○を付けてください 1小間 A 80,000円
環境保全費を含む (B会場) C会場 E会場

出店内容			
店舗従事者名(当日販売に関わる方)	八王子太郎、八王子次郎		
出店の種類(該当するものに○を付けてください)	物販 ○ 食品 ○ その他		
出店内容(品目を具体的に書いてください)	牛串焼き・飲物		

火気器具を使用する場合、使用する全ての火気器具の種類(名称)と使用燃料を記入してください。

種類(名称) 例: ガスコンロ、電気ポット等 具台的に	使用燃料(該当するものに○を付けてください)
串焼台	LPG ○ 電気 炭 その他 ()

追加設備	単価	数量	金額
テーブル: 縦60cm×横180cm(テーブルクロス付き)	3,000円		
椅子: 折りたたみ式	1,000円		
テント側布: 3面	10,000円	1	10,000
電気コンセント 1穴100V(2000W)まで 使用する電気器具に○印をし、使用ワット数を記入してください。	照明 50w ○ 電気ポット(w) ○ 保冷庫 100w ○ (冷蔵庫、冷凍庫等 w)		
駐車場 1台分・2日間	3,000円	1	3,000
該当するところに○印、または記入してください	軽自動車 ○ 普通車 (平型名等) トラック () その他 ()		
追加注文金額の計	B		13,000円
総合計	A+B		93,000円

◆店名板(サイズ15cm×90cm) 枠内に明確にご記入ください。書体指定はできません。

八王子いちよう祭り祭典委員会

出店責任者写真

出店責任者写真

事務局で記入します。
何も記入しないでください。

「出店責任者」とは、当日店舗にいて管理・運営にあたる方です。
押印も忘れずに!

当日の店舗従事者のお名前を記入してください。
2品目される方は2人以上の従事者が必要です。

火気器具を使用する出店者は、必ず記入してください。

必要な方は申込みをお願いします。
※電気器具を使用される方は必ず申し込んでください。

金額の合計を記入してください。

出店責任者の写真を各欄に貼付してください。

忘れずに記入してください。
不要の方は、「不要」とご記入ください。

第42回八王子いちよう祭り 出店者会議のご案内

日 時 : 令和3年10月4日(月)

受 付 午後1時30分～午後2時(時間厳守)

開 会 午後2時～

場 所 : 八王子市東浅川保健福祉センター4階 第5・6・7集会室

所 在 地 : 〒193-0834 東京都八王子市東浅川町551-1

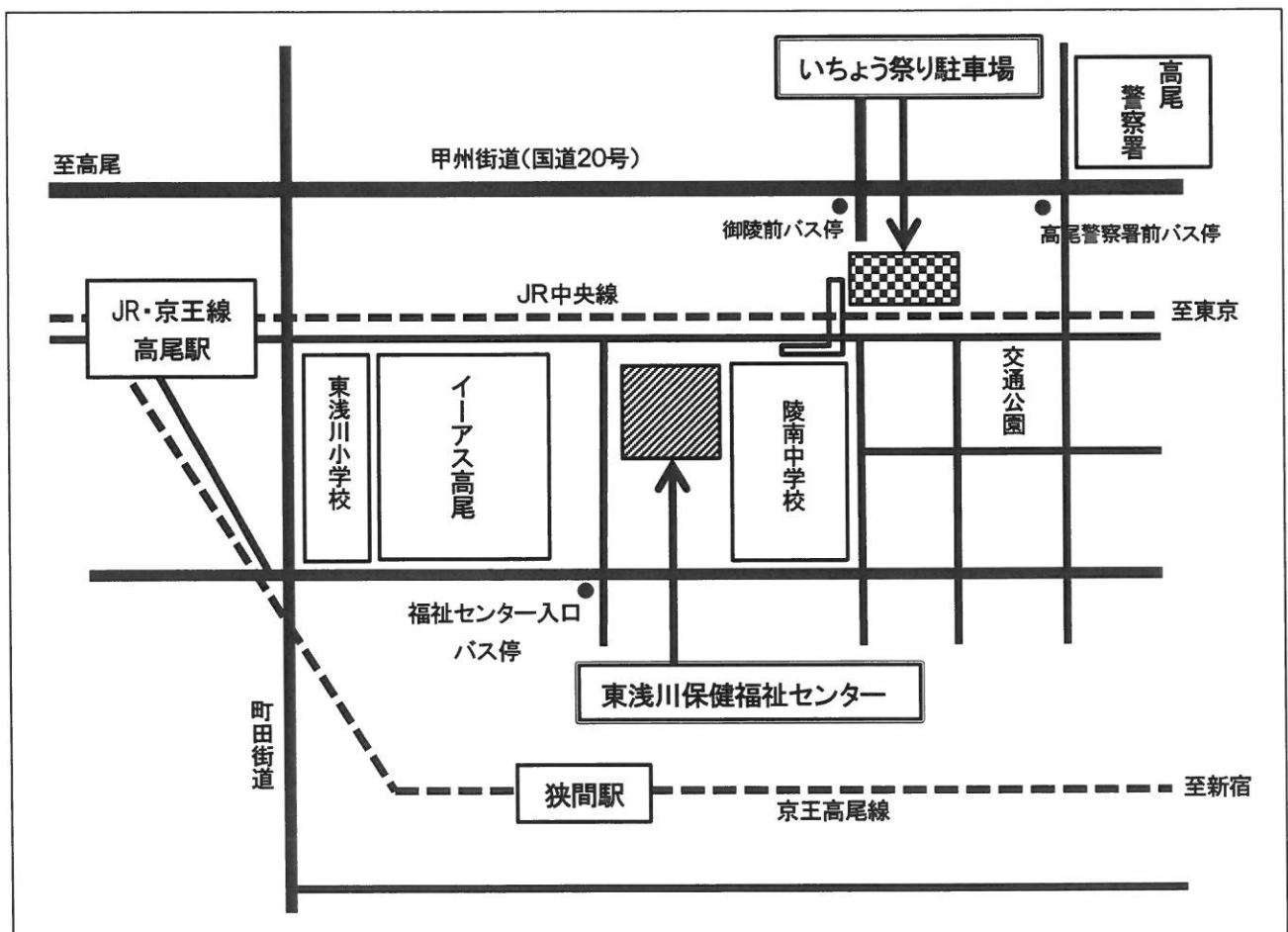
電話 : 042-667-1331 FAX : 042-667-7829

URL: <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/hoken/004/p002656.html>

交通経路

- 徒歩 : JR中央線・京王線「高尾駅」下車 徒歩15分
- バス : 高尾駅南口4番バス乗り場から「西八王子南口」行きで「福祉センター入口」下車 徒歩2分
京王線「京王八王子」駅、JR「八王子」駅から「館ヶ丘団地」行きで「御陵前」下車 徒歩5分
- 車 : 下記の略図に記載の「いちよう祭り駐車場」に駐車できます。
※陸橋を渡って保健福祉センターに行くことができます(徒歩約3分)。
※保健福祉センターの駐車場は混雑しておりますので、こちらに駐車されることをお勧めします。

保健福祉センター



暴力団排除に関する八王子いちよう祭り祭典委員会 規約

(趣旨)

第1条 この規約は、八王子いちよう祭りから暴力団排除を徹底することにより、善良な市民に開かれた、明るく健康的な祭典を提供し、伝統ある地域文化の発展に寄与するために、出店に必要な事項を定めるものである。

(出店の許可)

第2条 出店申請者は八王子いちよう祭り祭典委員会（以下「祭典委員会」という。）の許可を受けるものとする。

(許可の基準)

第3条 祭典委員会は、出店申請者及び従事者が次に該当する場合には許可をしないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であるとき
- (2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものと認められる者
- (3) 名目の如何を問わず、暴力団等に金品その他の財産上の利益の供与を行っている者、又は行つたと認められる者
- (4) 居所不明、素行不良等、祭典の出店者としてふさわしくない者

(許可の手続き)

第4条 出店申請者は、祭典委員会が定める出店申込書及び誓約書を作成し、祭典委員会が定める申込み締切日までに、祭典委員会に出店の申請をするものとする。

2 出店申込書には、本人の確認をおこなうために住民票、運転免許証等の公的な身分証明書を添付するものとする。

3 祭典委員会は出店を許可する場合は、出店許可証を交付する。

(出店場所の指定)

第5条 出店場所の指定は、祭典委員会の定める方法で公平に行うものとする。

(名義貸し等の禁止)

第6条 出店許可証は、出店者本人に対する許可であり、名義貸し、許可証の転貸借等についてはこれを禁止する。違反者については、許可を取り消すとともに、以後の出店も認めないものとする。

(許可の取消)

第7条 祭典委員会は、出店の許可をした場合でも、次の各号に該当すると認めたときは、許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 第3条各号（許可の基準）に該当することが明らかになったとき
- (2) 暴力団員を店舗内に立ち入らせたとき
- (3) 許可を得た者と現に出店（従業）している者が、異なることが判明したとき

- (4) 粗野または乱暴な言動や、入れ墨をちらつかせたりするなど、来場者等に迷惑をかけ、又は不安を与えるような行為があったとき
- (5) 第11条（出店者の遵守事項）の規定を守らず、祭典委員会役員及び、警備関係者の正当な指示に従わないとき

（店舗の規格）

第8条 店舗の規格は、会場の場所を勘案し、祭典委員会が定めた基準に概ね合致させるものとする。

（諸費用の負担）

第9条 祭典委員会は、出店者に対し、出店等に伴う諸費用を請求するものとする。

2 出店者は、前項の請求を受けたときは、速やかに祭典委員会に納付するものとする。

（許可証の提示）

第10条 出店者は出店許可証を店舗の見やすい個所に掲示しておくものとする。

（出店者の遵守事項）

第11条 出店者は、次の事項を誠実に遵守しなければならない。

- (1) 法律で禁止されている物品又は祭典の品位を損なうおそれのある物品を販売しないこと。
- (2) 商品販売は、一般の市販価格を基準とし、不当な価格で販売しないこと。
- (3) 祭典委員会の承認を得ることなく、出店場所付近の形状の変更を伴う工作をしないこと。
- (4) 祭典委員会が指定した場所、建物、備品類等以外は使用しないこと。
- (5) 搬入搬出のための車の乗り入れは、祭典委員会の指示に従うこと。
- (6) ゴミは、出店者の個々の責任において毎日、適正に処理すること。
- (7) 出店申請者及び従事者は、常に祭典委員会と連絡が取れるようにしておくこと。

（撤去等の措置）

第12条 祭典委員会は、当規約に違反する出店者に対しては、違反状態を是正させるため、撤去等の必要な措置を取らせることができるものとし、出店者に損害が生じても祭典委員会は何らこれを賠償ないし保障することは要せず、これにかかる諸費用は出店者が負担するとともに、撤去により祭典委員会に損害が生じたときは、出店者がその損害を賠償するものとする。

（管轄警察署との連携）

第13条 祭典委員会は、出店申請者及び従事者と暴力団又は暴力団員との関係等を調査するため、出店申込書、誓約書を警察等関係機関に提出し、意見を聞くことができる。

（その他）

第14条 この規約に定めのない事項については、その都度、祭典委員会役員会において決定するものとする。

付則

本規約は、平成24年6月1日から施行する。